

臨時的掲示物調査マニュアル（銀座中央通り）

赤瀬班

【調査項目】

臨時的掲示物

【臨時的掲示物の定義】

紙、布、プラスチック等で出来た、貼りかえ可能な掲示物
もしくは、ボード等にかかれた、書きかえ可能な掲示物

【調査範囲・調査時間】

調査範囲：銀座中央通りの、公道から目視、撮影が可能な「壁面」「ショーウィンドウ」「店舗内」の1階部分にある掲示物（置かれているもの・POP含）のみ扱う。
臨時的掲示物が確認された店舗のみ調査対象とする。

調査時間：写真が鮮明に撮れるように、日中に行う。

【調査方法】

写真を撮影し、その日のうちにチェックシートに記入する。

写真が撮れない場合は、その場でチェックシート項目の内容をメモする。

チェックシートは一つの掲示物につき一枚ずつ使用する。

【撮影の仕方】

撮影可能な場合、その掲示物が店や掲示板のどこにあるのかが特定できるように全景を撮影し、次に掲示物の内容が読み取れるように接写で撮影する。

パソコンに取り込み、保存する際のファイル名は「店舗名（全景）」・「店舗名（接写）」とし、掲示物が複数ある場合は、店舗名の後に「_1」「_2」と番号をつける。

【分担】

晴海通りで東西にわけて、さらに中央通りの車道で南北にわける。

【東側】

中央通り北（和光側）→赤瀬 中央通り南（三越側）→田中

【西側】

中央通り北（三愛側）→森 中央通り南（松坂屋側）→納谷

※撮影は、晴海通りと中央通りが交わるところを始点として順に行う。

